札監(住)第3-4号 令和4年(2022年)5月20日

請求人 X 様

 札幌市監査委員
 藤
 江
 正
 祥

 同
 愛
 須
 一
 史

 同
 鈴
 木
 健
 雄

 同
 國
 安
 政
 典

住民監査請求の取扱いについて(通知)

令和4年4月13日付けで、あなたから提出された地方自治法(昭和22年法律第67号。 以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件請求」という。)につきまして、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、下記の理由により住民監査請求として不適法であると判断されますので、これを受理せず、却下します。

記

1 本件請求の要旨

請求人から提出された札幌市職員措置請求書の記載及び事実証明書の内容から、本件請求の要旨は次のとおりと認められる。

(1) 経過

ア 令和3年5月27日、7月15日の両日、A町内会の存廃についてB会館において C連合町内会長、Dまちづくりセンター所長、前A町内会長及び請求人が出席のも と、

- ①本年度は役員の改選期であり、次期役員が選任されていないこと
- ②次期役員については担い手も含めて引き続き調整すること
- ③A町内会に係る不正経理の実態報告及び次期役員選出等については総会を開催 し承認を求めていくこと

を確認する。

イ しかしながら、C連合町内会は自ら発行する広報誌において、不正経理の発覚を 契機として自らその職を辞職した前A町内会長を会長として記載する、真正でない 者を掲載する不実記載の事務処理を行った。

- ウ 請求人からの「本年度は役員の改選期であり、次期役員は選任されていない」との 抗議に対してC連合町内会長は請求人宛の令和3年11月24日付け文書において任 意団体としての町内会の役員の実質的な任期は総会から総会までと考えており、発 行時点で前A町内会長が会長であるとの主張を展開。
- エ 請求人はC連合町内会長の任意団体としての町内会の役員の実質的な任期は総会から総会までと考えており、発行時点で前A町内会長が会長であるとの見解の法的根拠を含めた事案の経過及び是正措置等について令和3年12月2日付け文書により報告を求めたが、未だ一切の回答がなされていない。
- オ 請求人は上記イ、ウ、エの事務処理は連合町内会が住民自治組織の発展・向上に努め、地域住民の福祉の向上と豊かな地域づくりに寄与することを目的とし、かつ札幌市からの「札幌市住民組織助成金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づく「地域振興助成金」(以下「助成金」という。)を受けながら業務執行を行う極めて公共性・公益性の高い組織で在ることに反し、組織運営の合法性及び合目的性を大きく逸脱するものであることから、助成金の担当部である札幌市市民自治推進室(以下「室」という。)に対して以下の対応を求める要請書を令和3年12月20日で発出する。
 - ①本件不実記載の事務処理経過について調査・聴取を実施すること
 - ②傘下単位町内会会員からその実施した業務について苦情対応を求められた場合 には、適切かつ丁寧な対応を行うよう指導・助言を行うこと
 - ③任意団体としての町内会の役員の実質的な任期は総会から総会までであり、単位 町内会の新役員選出に係る総会開催が未了であっても旧役員を「新役員」として 連合町内会発行の広報誌に掲載できるとの誤った取り扱いを是正するとともに、 再発防止に努めるよう指導・助言を行うこと
 - ④速やかにA町内会会員への謝罪及び訂正文書の発出を行うよう指導・助言を行う こと

(2) 室の対応及び見解

- ア 室は(1)のオの要請に対して令和3年12月27日付け文書において、「町内会は、 地域住民の方々によって任意に組織される団体であることから、会の運営方法等に ついて、市が助言や指導を行うことは致しておりません。」と回答する。
- イ また、室は請求人からの令和4年2月14日付け文書の「交付要綱」に係る「目的に資する団体」の具体的基準についての質疑に対して、令和4年3月3日付け回答において「市内の連合町内会及び単位町内会であれば、基本的に目的に資する団体として認めております。」と回答している。さらに「C連合町内会について以下の3つの不当・不適切事務を行っている実態があっても、「目的に資する団体」としての

具体的基準を満たしていると判断するのか。」との質疑に対して、令和4年3月24日付け回答において、「住民組織助成金の「目的に資する団体」としての基準を満たしていると判断しています。」と回答している。

- < C連合町内会が行っている3つの不当・不適切事務>
 - ①C連合町内会は「住民自治組織の発展・向上に努め、地域住民の福祉の向上と 豊かな地域づくりに寄与することを目的」とすべきにも拘わらず、地元町内会の 新役員選出総会や当該選出に係る報告を経ず、勝手に自ら発行する広報誌に真 正でない役員を掲載する行為を行っていること。
 - ②上記不実記載の事務処理についてC連合町内会長は請求人宛の11月24日付け文書において任意団体としての町内会の役員の実質的な任期は総会から総会までと考えており、発行時点で前A町内会長が会長であるとして不正経理の発覚を契機として自らその職を辞職した前A町内会長を、単位町内会の新役員選出に係る総会開催が未了であっても当該者を「新役員」として連合町内会が認定できるとの見解を示し、単位町内会が総会を唯一の議決機関として民主的統制の基、適正に運営されるべきとの住民自治の原則を著しく毀損する極めて不当な判断を行い、事務処理を正当化していること。
 - ③ C連合町内会長は、請求人が上記②に係る見解の法的根拠を含めて文書等により事案の経過及び是正措置等についての回答を求めているにも拘わらず、未だ一切の回答を行っておらず、傘下単位町内会会員からその実施した業務について苦情対応を求められている状況をいたずらに放置していること。
- ウ 加えて、請求人からの令和4年3月28日付け文書の「3つの不当・不適切事務について是正・改善がなされなくとも令和4年度以降の札幌市住民組織助成金交付要綱に係る各種助成金の交付は、何ら問題なく交付を継続するということか。」の質疑に対して、室は令和4年4月1日付け文書において、「交付条件に抵触するものではないことから、申請があった場合、交付を継続いたします。」と回答している。
- (3) 室の見解に対する請求人の反論
- ア そもそも連合町内会を含む町内会組織は「住民自治組織の発展・向上に努め、地域 住民の福祉の向上と豊かな地域づくりに寄与することを目的」とすべき組織であり、 役員等の選出については、総会を最高議決機関として民主的統制の基、適正に実施 されることが強く要請される。従って地方公共団体が当該組織に財政的援助を行う 際にも、当該組織が上記要請に合致しているか、またその組織運営や事務処理が合法 的かつ合目的に行われているかを厳密に審査する必要がある。
- イ にも拘わらず室は、前述のとおり交付要綱に係る「目的に資する団体」の具体的 基準について「市内の連合町内会及び単位町内会であれば、基本的に目的に資する

団体として認めております。」とし、活動の休止等活動実態が認められない場合を除いて、前述「C連合町内会が行っている3つの不当・不適切事務」の実施実態があっても「交付条件に抵触するものではないことから申請があった場合、交付を継続致します。」としており、助成金の交付先団体がどのような活動実態にあるかについて具体的に審査する体制を取っておらず、助成金の交付の大前提となる組織の合法性及び合目的性に係る審査の視点が決定的に欠如している。

- ウ 請求人主張の「C連合町内会が行っている3つの不当・不適切事務」については以下の点において住民自治組織の発展・向上を著しく阻害するものであり、また地元単位町内会会員に対して不測の損害が生じる恐れもあることから早急に是正すべき事務処理である。上記事務処理に係る改善等が行われない限り、C連合町内会は住民自治組織として、また札幌市の財政的援助団体としての合法性及び合目的性を大きく逸脱していると言わざるを得ず、このような団体に対して交付要綱に係る「目的に資する団体」としての具体的審査も行わず、市の政策誘導としての助成金を交付することは、財政規律の確保や助成金の効果的かつ効率的な給付の観点からも著しく妥当性を欠くものと判断する。
- ①単位町内会の役員選出は総会を唯一の議決機関として民主的統制の基、適正に実施されるべきものであり、C連合町内会が総会や選任報告を経ずとも自らの判断で選任広報できるとすることは住民自治の原則を著しく毀損する極めて不当な判断であること
- ②C連合町内会長は前述の令和3年5月27日、7月15日の両日の打合せ会議において、A町内会が役員の改選期であり、次期役員が選任されていないことを承知しており、また上記打合せ会議において次期役員については担い手も含めて引き続き調整することを確認していながら、本件不実記載の事務処理を行っており、何らかの意図を持って確信的に不当な事務処理を行っていること
- ③C連合町内会長が主張する任意団体としての町内会の役員の実質的な任期は総会から総会までと考えており、発行時点で前A町内会長が会長であるとの判断については、一般社団法人等の規定において権利義務理事の規定はあるもののA町内会規約に類似の規定はなく、そもそも不正経理の発覚を契機として自らその職を辞職した前A町内会長を新役員として広報することは著しく妥当性を欠き、住民が有する役員選任権を著しく侵害するものであること(このことを認めてしまえば旧役員が何らかの意図を持って総会を開催しない場合、当該旧役員はいつまでも役員としてその地位を確保することとなり、極めて不当な状態を惹起する)

- ④真正でない役員を公共性・公益性の高いC連合町内会が広報・周知することにより町内会費等の徴収事務において身分詐称等の問題を惹起し、会員に不測の損害が生ずる恐れがあること
- ⑤ C連合町内会は単位町内会の上部団体として指導・助言を行う立場にあり、その 運営費に充当するため傘下単位町内会から人頭割で賦課金を徴収している。にも拘 らず傘下単位町内会会員からの法的根拠の説明を含めた照会・ 苦情申立てについ て、何らの回答を行わないことは、連合町内会としての組織の合目的性に対する重 大な違背が生じており、早急な是正が必要なこと

(4) 請求の内容

以上のことから室に対して、交付要綱に係る「目的に資する団体」の具体的審査基準を見直し、交付決定の事前審査として交付先団体の実際の事務処理状況を審査し、「目的に資する団体」としての適否決定を行うよう審査制度を再構築するとともに、現にC連合町内会が行っている前述の3つの不当・不適切事務についての改善・是正措置がなされるまでの間、財政規律の確保や助成金の効果的かつ効率的な交付の観点から、その交付を中止するよう請求するものである。

2 監査委員の判断

(1) 住民監査請求の趣旨とその対象行為

住民監査請求制度は、自治体行政における財務会計上の過誤に対して、その是正のため、個々の住民に監査委員に対する監査請求を認めることにより、自治体行財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を擁護することを目的としている。そして、住民監査請求の対象は「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている(法第242条第1項)。

(2) 本件請求の適法性

上記(1)を踏まえ、本件請求が、住民監査請求として適法性を有するかどうかについて検討する。

- ア 請求人は、札幌市が同助成金を支出しているC連合町内会について、同助成金の支出の基となる交付要綱に定める目的に資する団体ではないとし、その理由が解消されるまで、今後、C連合町内会から同助成金の交付申請がなされたとしても、札幌市は支出を中止すべきと主張し、その根拠として下記3点を挙げていると解される。
 - ① 前A町内会長は不正経理の発覚により辞職したにもかかわらず、C連合町内会

長は、C連合町内会の広報誌に前A町内会長をA町内会長であるとの、真正でない内容を掲載したこと。

- ② 前述①について、C連合町内会長は町内会役員の実質的な任期は総会から総会までと考え、広報誌の発行時点では前A町内会長がA町内会長であると主張した。このことは、A町内会においては、次期役員の担い手について今後協議予定であるにもかかわらず、C連合町内会長は、前A町内会長がA町内会長であるとの見解を示したということであり、A町内会の自治の原則を著しく毀損する不当な判断をしたこと。
- ③ 請求人が、C連合町内会長に対し前述①②の経過及び是正措置についての回答 や、A町内会員への謝罪を求めているにもかかわらず、未だ回答がないこと。
- イ 請求人は、同助成金の支出の違法性又は不当性について、前述アを根拠にC連合 町内会が支出対象団体としてふさわしくないことに淵源を求めているように見受け られる。しかしながら、C連合町内会が行ったとする行為を基に、将来札幌市から 支出されるであろうと請求人が主張する、C連合町内会への同助成金の支出が、直 ちに違法または不当になるとは解されない。

よって、同助成金の支出が、具体的な理由により法令に違反し、又は行政目的上不適当であるとは認められない。

(3) 結論

以上により、本件請求はその余の点を検討するまでもなく、法第242条に定める住 民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断するのが相当である。